

第3章 計画の基本的事項

1 めざす目標と基本理念

本市は、市と市民と事業者との協働により男女共同参画を推進するため、平成18年3月、「向日市男女共同参画推進条例」を定めました。その前文でめざすべき向日市の姿を次のように示しています。

向日市の男女共同参画社会

**すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、
家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、
男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、
誰もがいきいきと暮らすことができる向日市**

平成18年3月27日公布

向日市条例第1号

<前文>

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。

向日市では、第4次総合計画において、まちづくりの主要課題に男女共同参画の推進を掲げ、また、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、総合的に取り組んできました。

しかし、現実には人権侵害や性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会の制度、慣行等が様々な分野で根強く存在しており、個人としての自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市を目指し、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の形成を総合的に進めるため、この条例を制定します。

向日市の男女共同参画社会の実現のために

基本理念

条例第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2 社会における制度又は慣行の見直し

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行が、個人の社会における自由な活動の選択を阻害しないよう、見直しが求められます。

3 政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、さまざまな方針の立案及び決定に共同して参画できるようにすることが必要です。

4 家庭生活と職業生活 その他社会活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事、子育て、介護などの家庭生活における役割を果たし、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

5 性と妊娠・出産に関する意思の尊重 及び生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性についての理解を深め、妊娠・出産について双方の意思が尊重され、また、生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることが大切です。

6 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組の一環として進められ、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際社会との協調のもとに、行われることが求められます。

2 基本目標

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 誰もが認め合うまちにしましょう

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざすとともに、男女がともにライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 男女がともに自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、職場、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援していきます。
- 男女共同参画の推進を通して、世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会などの男女格差、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状への関心を高め、あらゆる差別の撤廃を推進します。
- 女性に対する暴力は犯罪となりうる重大な人権侵害です。被害者に対する支援を強化するとともに、暴力を許さない社会に向けた取組を推進していきます。

基本目標Ⅱ 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう

- 女性リーダーを育成し、政策や方針決定の場への男女の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 男女がともに生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、男女がパートナーとして働くことができる環境整備を推進します。また、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスを普及させていきます。
- 固定的な性別役割分担意識や長時間労働などのため、男性の育児への参画や地域活動への参加が進んでいない実態を踏まえ、男性を対象とした男女共同参画を進めます。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の様々な課題の解決に向けて、多様な活動への性別・世代などを超えた参画を推進します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう

- 女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 安心して働き、社会活動に参加できるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 次代を担う子どもが健やかに育ち、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもを対象とした男女共同参画を推進します。
- 経済の低迷や家族形態の変容などによって、貧困や教育、就労などの機会を得られない、あるいは地域での孤立化など生活上の困難に直面する男女について、安心して生活できる環境づくりと自立に向けた支援を推進します。

3 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

目 標

基 本 理 念

基 本 目 標

向日市の男女共同参画社会の実現のために

1 男女の人権の尊重

2 社会における制度
又は慣行の見直し

3 政策等の立案及び
決定への男女共
同参画

4 家庭生活と職業生
活その他社会活動
の両立

5 性と妊娠・出産に
関する意思の尊重
及び生涯にわたる
健康への配慮

6 国際的協調

I

誰もが認め合う
まちにしましょう

(人権尊重・自立意識の育成・
暴力の根絶)

II

誰もが出番と
居場所がある
まちにしましょう

(女性と男性のあらゆる分野へ
の参画促進)

III

誰もが安心安全
健康に暮らせる
まちにしましょう

(身近な男女共同参画の推進)

基本課題

基本施策

該当ページ

1 人権尊重・男女平等意識を高めます

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ 45
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 46
- 3 国際社会理解とあらゆる差別の撤廃 47

2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します

- 4 男女共同参画の醸成 50
- 5 多様な選択を可能にする教育・学習 51

3 女性に対するあらゆる暴力を根絶します（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画）

- 6 女性に対する暴力防止対策の強化 57
- 7 相談体制の整備 58
- 8 被害者支援システムの整備・充実 59

4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します

- 9 女性リーダーの発掘・育成・活用 64
- 10 審議会などへの女性登用促進 65
- 11 女性職員の登用促進 66

向日市女性活躍推進計画

5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します

- 12 就業における男女共同参画の推進 72
- 13 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進 73

6 地域のみんなで元気なまちをつくれます

- 14 多様な活動への男女の参画促進 76
- 15 あらゆる人の社会参加の推進 77

7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

- 16 生涯にわたる女性の健康支援 83
- 17 子育て支援の充実 84
- 18 介護環境の充実 85

8 みんなの男女共同参画を広めます

- 19 子どもにとっての男女共同参画 88
- 20 生活上の困難に直面する男女への支援 89

4 重点的な施策

市民意識調査をはじめとする各種調査、市民意見交換会における意見等や計画における取組状況調査、国・府の動向などから、計画期間中に重点的に推進する施策を以下のとおり設定します。

重点1 固定的な性別役割分担意識の 解消に向けた市民への働きかけ

広報誌、ホームページ、人権研修会、フォーラム、男女共同参画週間における街頭啓発など様々な方法による意識啓発に取り組み、男女共同参画社会の姿をもっと身近なものとして普及させるとともに、性別役割分担意識の解消に向けての、啓発・学習の充実を図ります。

重点2 女性に対する暴力の 予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、安全・安心な地域づくりに取り組みます。また、庁内体制の強化を図り、暴力被害に遭った市民の総合的、計画的な支援体制整備に取り組みます。

重点3 女性の登用促進

女性の登用を促進する環境整備や人材育成を推進するとともに、地域・社会活動団体における意思決定の場へ女性が参画できるよう、引き続き啓発し、市の審議会等の女性委員比率 40% の目標達成をめざします。

重点4 ワーク・ライフ・ バランスの普及・促進

男女がワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにしていくためには、それを実現できる環境をつくることが重要です。市民や事業者に仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。